## 審議会等設置状況

(令和5年8月31日現在)

審議会等の名称	伊万里市介護保険運営会議		
設置の根拠	伊万里市介護保険運営会議設置要綱		
設置の目的	介護保険制度の円滑な運営に資するため		
設置年月日	平成12年10月 1日		
委 員 数	1 9人		
委員の任期	3年(令和3年10月28日~令和6年 3月31日)		
委員名簿	※別紙(様式第1号の2)		
所 管 課	健康福祉部 長寿社会課 介護給付係 (電話番号0955-23-2154)		

## 委 員 名 簿

(五十音順・敬称略・会長◎・副会長○)

	氏		所 属
	岡村	優治	伊万里有田薬剤師会
	黒川	憲一	伊万里地区認知症の人とその家族の会
	清水	正彰	伊万里市区長会連合会
	高取	幸子	社会福祉法人 伊万里敬愛会 特別養護老人ホーム敬愛園
	田代	大気	社会福祉法人 鶴丸会グループホームユートピア
	田中	健一	伊万里市民生委員・児童委員協議会
	中野	大成	伊万里市社会福祉協議会
	永益	克子	市民公募委員
0	西田	博之	伊万里・有田地区医師会
	野田	英雄	伊万里保健福祉事務所
	樋口	留理子	医療法人 光仁会 介護老人保健施設 西光苑
0	平田	騏一郎	伊万里市老人クラブ連合会
	福田	浩司	伊万里・有田地区歯科医師会
	松尾	圭志	社会医療法人 謙仁会 在宅ケアサポートセンター
	松山	博輝	連合佐賀北部地域協議会
	山口	昭徳	市民公募委員
	山口	直樹	社会福祉法人 花心会 特別養護老人ホームグランパランいまり
	吉富	達夫	社会福祉法人 長生会 特別養護老人ホーム長生園
	米岡	初代	いまり女性ネットワーク

## 伊万里市介護保険運営会議設置要綱

## (設置)

第1条 介護保険制度の円滑な運営に資するため、伊万里市介護保険運営会議 (以下「運営会議」という)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 介護保険事業の実施状況の点検に関すること。
  - (2) 介護保険事業計画の進行管理に関すること。
  - (3) その他介護保険事業の運営に関すること。

(組織)

- 第3条 運営会議は、次の各号に定める者につき市長が委嘱する委員をもって 組織する。
  - (1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者 14人以内
  - (2) 被保険者を代表する者 7人以内
  - (3) 行政関係者 3人以内
- 2 委員の任期は3年間とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第4条 運営会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は会務を総理し、運営会議を代表する。
- 3 運営会議に副会長1名を置き、会長が委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会長の任期)
- 第5条 会長の任期は3年間とする。ただし、会長が任期途中で交代したときは、後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第6条 運営会議は、会長が召集し、会議の議長となる。
- 2 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営会議は、必要に応じて関係者の出席を要請し、報告又は意見を求める

ことができる。

(会議の公開)

第7条 運営会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、運営会議の議 決を経たときは、非公開とする。

(意見の提出)

- 第8条 運営会議は、第2条に規定する事項に関し、必要があると認めたとき は、出席者の過半数の同意を得て、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会の委 員長に対し、意見を提出することができる。
- 2 前項の意見は、文書によってしなければならない。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱施行後最初に任命される委員 の任期は、平成15年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月9日から施行する。